



序 論

序 章

1 計画策定の趣旨

「小田原市いこいの森」(以下「いこいの森」といいます。)は、森林資源の多目的な利用により、林業関係者の就労機会と所得の増進を図り、その定住化を目的とした国の第2次林業構造改善事業(森林総合利用促進事業)を活用して、昭和57(1982)年に開設しました。その後、新林業構造改善事業、林業山村活性化林業構造改善事業を導入しながら、キャンプ場やバーベキュー場、広場、散策歩道などの施設整備を進め、概ね平成初期段階までにおいて、現在の主要な施設が整い、平成5(1998)年には、「いこいの森 基本設計調査報告書」(以下「調査報告書」といいます。)を策定し、以降の施設整備等の方針を示しました。また、近年においては、地域産木材の活用推進を図ることを主な目的として、平成25(2013)年に5棟、平成29(2017)年には3棟のバンガローを設置するなど、これまでとは異なる視点で施設整備を進めてきました。

一方で、施設の老朽化が進み、修繕や更新が必要な時期を迎えており、さらに、森林や野外レクリエーションに求められるニーズの変化や「小田原こどもの森公園わんぱくらんど」(以下「わんぱくらんど」といいます。)や「フォレストアドベンチャー・小田原」などの隣接施設の充実、首都圏近郊における類似施設の増加など、いこいの森を取り巻く環境は開設当初と比較して、大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、いこいの森の施設整備、森林整備及び管理運営のあり方について改めて原点に立ち返り、恵まれた森林資源や立地条件などを活かした、真に市民が求めるサービスを提供し得る施設へと生まれ変わるべく、**小田原市いこいの森再生総合計画**を策定することにしました。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画から構成され、計画期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、いこいの森の基本理念や整備目標と、これを実現するための方向性を示すもので、2019年度を初年度として、2038年度を目標年次とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたいこいの森の基本理念、将来像を踏まえた整備目標を達成するための方向を各論的に示すもので、計画期間は2019年度から、前期分となる2028年度までの10年間とします。



基本構想：20年先を目標に、再整備の理念や目標、方向性を示す。

基本計画：10年先を目標に、再整備の計画内容を示す。

図 I - 1 計画の構成と期間

3 計画策定までの経過

(1) いこいの森基本構想検討チーム

「いこいの森基本構想検討チーム」は、いこいの森の将来のあり方について原点に立ち返り検討を進めるため、平成 29（2017）年 10 月に庁内関係課職員を構成メンバーとして設置されました。検討チームでは、実際にいこいの森を踏査し、施設の現状やその改善点等を共有し意見交換をした上で、必要に応じ、有識者から意見を伺うなど様々な議論を重ね、その成果を平成 30（2018）年 3 月に「小田原市いこいの森のあり方検討～新たな事業構想の策定に向けて～」としてまとめました。

(2) 有識者との意見交換

上記のいこいの森基本構想検討チーム内などにおいて、学識経験者やキャンプ場運営者等の有識者の方々から貴重な意見をいただきました。主な意見は以下のとおりです。

表 I - 1 有識者の主な意見

<p>■ 施設に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バンガローは、需要と役割の整合性が取れていない。 ○ 民間企業に施設運営を任せるにしても、電気、ガス、水道などの最低限のインフラが整備されていないと成り立たない。 ○ テントは常設ではなく、区画を提供する形がよい。ただし、電源は必要。 ○ 洋式トイレや Wi-Fi 環境が必要。 ○ 新たな施設等を作るより、今あるものを見直すことを優先すべき。 ○ 道の水準が低い。 ○ 施設は古いものの、全く使えないようなものはない。 ○ 標識はもっとあった方がよい。 ○ 施設水準は、クレームの出ない一般的な水準でよい。 ○ 個人区画などで火や食事を楽しめる場所があった方がよい。 ○ バードゴルフ^{※1}場をオートキャンプ場とすれば、利用客の増加が見込める可能性がある。

■ 森林に関する意見

- 人工林部分を残すのであれば、間伐をして今以上に明るくすべき。
- 森の中に人を誘導する工夫が必要。
- 例えば樹種を増やすなど、林業者ではなく施設利用者向けの森林へと転換した方がよい。

■ 管理・運営等に関する意見

- レジャー、経済などの視点からではなく、自然のサイクルという視点から見直すべき。
- 首都圏からの距離や小田原のネームバリューなど、十分プラス要素がある。
- 平坦な場所が少ないが、敷地内に川があるなど、ロケーションや景観は優れている。
- アウトドア用具などを使う機会のないライトなユーザーをターゲットにすべき。
- 周辺施設と連携して、モデルツアーなどを提案することも必要。
- アウトドアは荷物が多いため、車の乗り入れができることが重要。
- 周辺施設との一体的な活用も検討できるのではないか。
- 施設の優劣で勝負するのは避けるべき。現在、成功例として注目を浴びているのは、多様なプログラムを提供する形態。
- 食を提供するのであれば、なるべく利用者に調理をしてもらうことを考えるべき。
- 林間キャンプ場は通年で利用もできるのではないか。

(3) 利用者アンケート

ア 調査目的

小田原市いこいの森再生総合計画における「いこいの森」の基本理念や将来像を定める際の基礎とするため、利用者の実態、感想及び要望について、アンケート調査を実施しました。

イ 調査方法

いこいの森の利用者に対し、平成 30 (2018) 年 8 月上旬から 10 月末日までの期間でアンケート調査を実施した結果、141 件の回答を得ることができました。

ウ 調査結果

(ア) 利用の傾向

「今日は誰と来ましたか」という問いでは、家族や友人、知人など個人利用に当たる回答が大半を占めており、団体による利用は少ない傾向にあることが分かりました。なお、本計画で施設整備の方針等を示す上で、利用人数の規模については重要な要素と考えます。

(イ) いこいの森の優位性

いこいの森を選択した理由としては、自宅からの距離や交通の便など、「アクセスの良さ」を理由とする回答が最も多く、次いで、「豊かな自然」や「安い料金設定」、「別の目的に併せて」などの順に割合が多くなっています。

この内容を直接いこいの森の魅力として捉えた場合、現状の施設や提供するサービスそのものに魅力を感じて訪れている者の割合は多くないことが推測されます。

(ウ) 利用者が求める機能

いこいの森に求める施設として、最も多かった回答は「専用駐車場」でした。その他にも、キャンプ道具の持ち込みが可能なキャンプサイト、森林散策や川遊びなどのフィールド、地元農産物などの買い物スペースといった回答も多く挙げられていました。

また、キャンプをする上では、トイレ環境や施設全体の清潔感など快適性を重視するといった声が多く、キャンプサイトの使用条件、料金設定、提供するサービスの質といった回答も上位に挙がっています。

第1章 現状と課題

1 位置、区域、周辺情報

(1) 位置及び周辺の交通状況

いこいの森は、市西部の丘陵地に位置し、小田原駅から北西方向に約4kmの距離にあります。徒歩圏内にはありますが、利用者は、自家用車、タクシー又は路線バスを利用して、施設を訪れることが多いと思われます。

自家用車等の場合、市街地方面からは、一般的にいこいの森の南側に面している市道2479を用います。また、小田原厚木道路(有料)の荻窪インターチェンジも約1.5kmの位置にあることから、本市近郊からも非常にアクセスしやすい立地条件となっています。なお、北側は足柄幹線林道及び広域農道小田原南足柄線に面していますが、入場口がなく、道幅も比較的狭いため、アクセス道としては適していません。

一方、いこいの森には、管理棟前に一時的な駐停車スペースがあるものの、専用駐車場がないため、いこいの森の利用者が車で訪れた際には、隣接するわんぱくらんの駐車場を利用する必要があります。わんぱくらんの駐車場は、計5か所ありますが、最も施設に近い第2駐車場を利用される方が多く、この駐車場からいこいの森までのアクセス用として歩道橋も設置されています。

路線バスは、小田原駅西口バス停から、自家用車等と同様に市道2479を経て、約15分でわんぱくらんど第3駐車場にあるいこいの森バス停(終点)に到着します。バス停から管理棟前までは、約570mあり徒歩で約8分かかります。運行本数については、7時台から16時台までの間で、1時間に1~2本運行されています。

(2) 区域及び面積

後述するように、いこいの森の区域の大部分は私有地であり、これらを本市が借り受けて管理運営をしています。その区域は、図I-2のとおりで、林道や園路、河川を含んだ総面積は約27haになります。

また、周辺道路の整備が進み、区域が道路によって分断されている箇所も見られます。

(3) 周辺土地利用

いこいの森の位置する市西部の丘陵地帯周辺は、いわゆる里山景観が広がり、スギ、ヒノキの植林地やミカン、キウイを主とした果樹園、茶畑が混在しています。

また、南側にはメガソーラー^{※2}、東側に久野霊園、老人ホーム、私立旭丘高等学校などが点在しています。

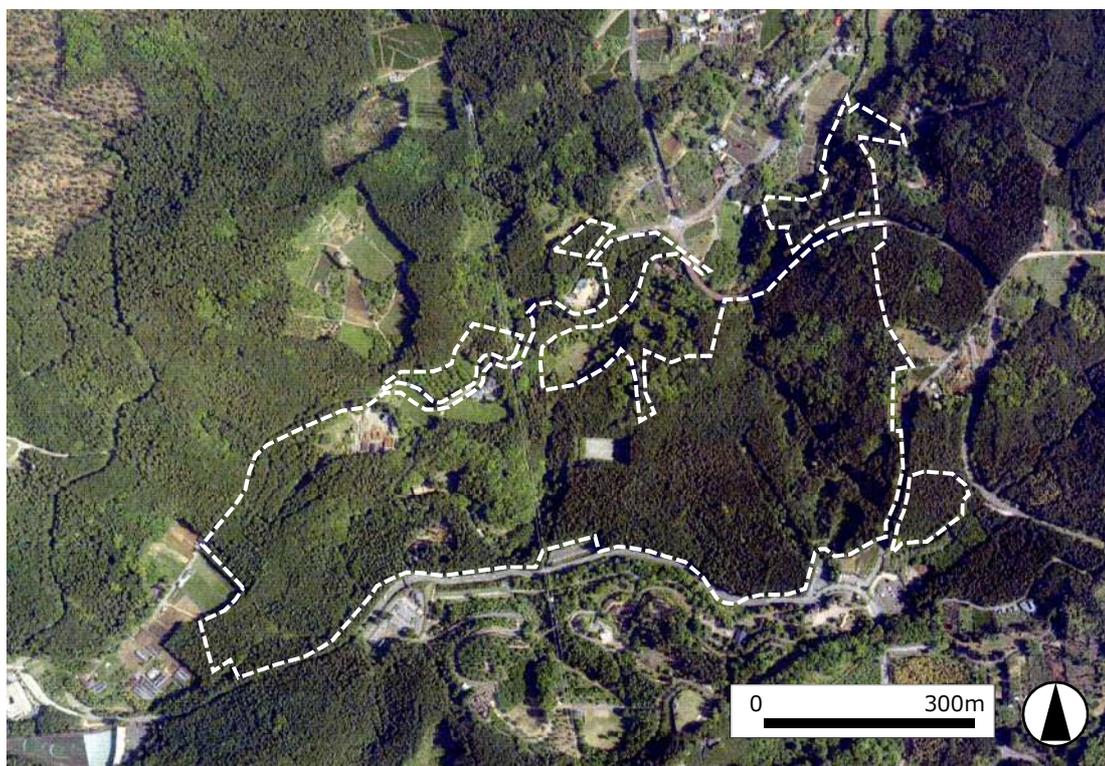
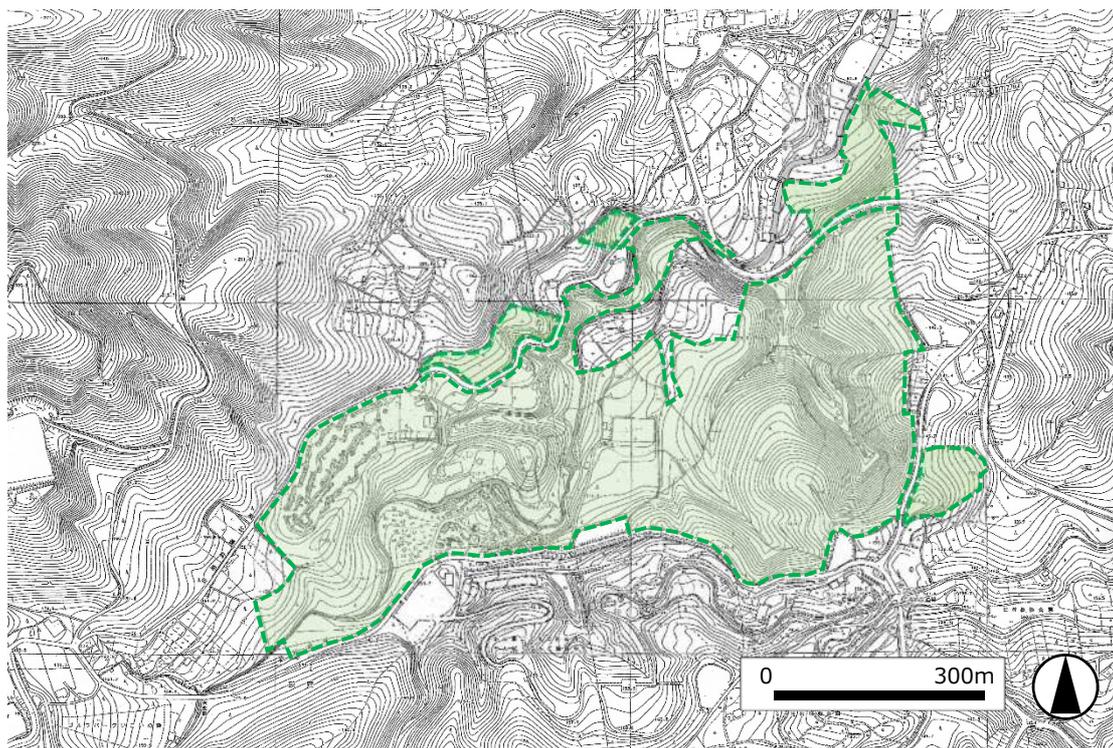


図 I - 2 いこいの森の概略図及び航空写真
資料 : Google Earth

2 既存施設等の概要

いこいの森にある施設の一覧は、表 I-2 のとおりです。これら既存施設等の現状や課題について、調査報告書で設定したゾーン（図 I-3）ごとに以下のとおり整理し、詳細は資料編としてまとめました。また、利用期間、利用料金等が設定されている施設については表 I-3 で、各種貸し出し物品の利用料金については、表 I-4 で別途整理しました。

なお、建築物については、バンガロー等の比較的近年に設置されたもの以外は、いずれも経年による老朽化が著しく、修繕又は更新を考える時期を迎えています。したがって、建築物の老朽化等に関しては、特筆すべきものだけを明記しています。

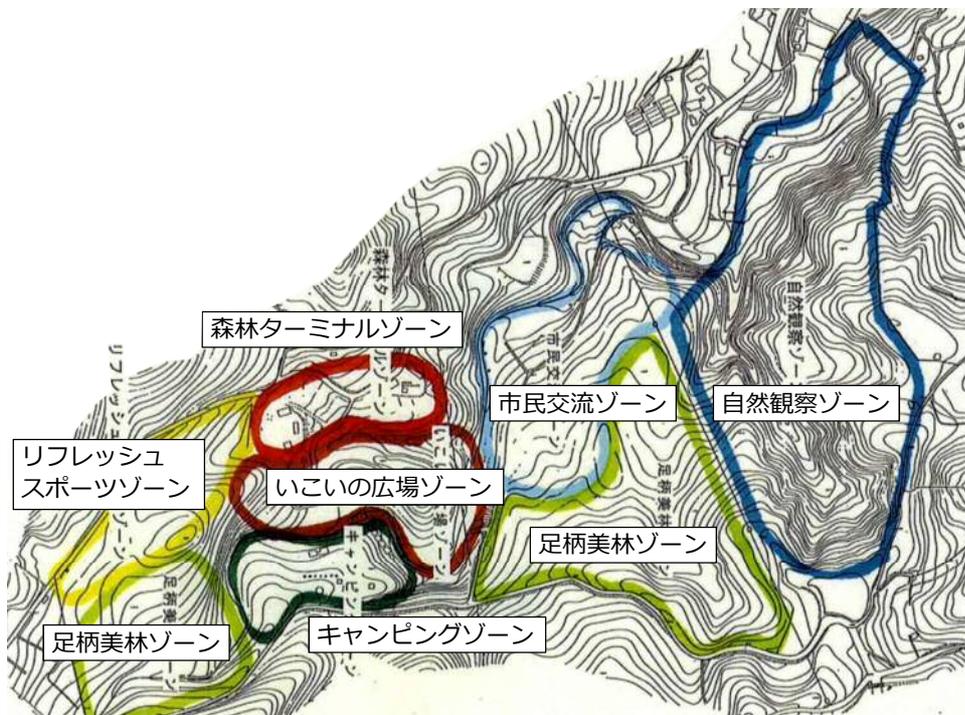


図 I-3 調査報告書におけるゾーニング

表 I - 2 施設一覧と設置年月

区分	施設名称	数量	設置年月	備考
キャンピングゾーン	管理棟	1棟	昭和57年3月	
	エントランス	約150㎡	昭和57年3月	管理棟前駐車スペース
	トイレ棟A	1棟	昭和57年3月	管理棟横
	焼却炉		昭和57年3月	
	林間キャンプ場	35基	昭和57年3月 昭和62年6月	30基 5基(10人用)増設
	炊事場	2箇所	昭和57年3月 昭和63年7月	長方形 正方形
	バーベキュー場	1箇所	昭和58年7月	炉30基 ベンチ
	マスつかみ取り場	1箇所	昭和58年7月	旧 釣り堀
	トイレ棟B	1棟	昭和63年7月	バンガロー横
	シャワー棟	1棟	平成7年4月	
	受水槽	2基	平成6年3月 平成27年2月	
	バンガロー第1期	5棟	平成25年3月 平成26年3月	バンガロー ウッドデッキ
	バンガロー第2期	3棟	平成29年3月	
いこいの広場ゾーン	ふれあいの丘	1箇所	昭和57年3月	
	東屋	1棟	昭和57年3月	ふれあいの丘(頂上部)
	遊具(きね渡り、横渡り丸太)	2箇所	昭和58年3月	あそびの広場
	遊具(パイプ吊り橋、ユラユラロープ渡り)	2箇所	昭和58年3月	ふれあいの丘(中段部)
	キャンプファイヤーサークル	4箇所	昭和58年7月	第1、第2
			不明	第3、第4
	あそびの広場	1箇所	昭和63年7月	
	トイレ棟C	1棟	平成2年3月	あそびの広場
	体験交流センター	1棟	平成8年3月	渡り廊下含む
	時計塔	1基	平成9年3月	あそびの広場
複合遊具	1式	平成12年3月	ふれあいの丘(頂上部)	
スポーツゾーン リフレッシュ	バードゴルフ場	1式	平成4年3月	
	ログハウス	1棟	平成6年3月	バードゴルフ場
	東屋	2棟	平成6年3月	バードゴルフ場
	バイオ式トイレ	2棟	平成22年4月	バードゴルフ場横
市民交流ゾーン	飛び石(坊所川)	1箇所	昭和57年2月	
	クヌギの広場	1箇所	昭和57年3月	
	東屋	1棟	昭和57年3月	クヌギの広場
	せせらぎの森	1箇所	昭和57年3月	
	林間運動広場	1箇所	平成4年3月	
	更衣室兼用品倉庫	1棟	平成4年3月	林間運動広場
ゾーン 足柄美林	スギ・ヒノキ見本林(東)	1箇所	昭和57年3月	
	スギ・ヒノキ見本林(西)	1箇所	昭和57年3月	
ゾーン 自然観察	やすらぎ広場	1箇所	昭和57年3月	
	東屋	1棟	昭和57年3月	やすらぎ広場
	観察の森	1箇所	昭和57年3月	
	ふるさとの森	1箇所	平成24~27年度	

表 I - 3 各施設の利用料金及び開館・開場期間

施設名称	区分	利用料金 (円)		開館・開場期間											
		市民	市民以外	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
林間キャンプ場 (テント)	10人用	2,050	2,670												
	5人用	1,020	1,540												
バンガロー	8人用	8,220	12,330												
	5人用	5,140	7,710												
	4人用	4,110	6,170												
	3人用	3,080	4,620												
林間運動広場	1回	200													
バードゴルフ場	1回/人	300													
シャワー棟	1回	300													
体験交流センター (多目的ホール)	9~12時	2,460													
	13~17時	3,290													
	9~17時	6,170													
体験交流センター (木工芸体験室)	回/個人	200													
	回/団体	4,110													
バーベキュー場	食材費	8,500~													

*1 1日に3棟以上のバンガローの使用が見込まれる場合は点線部分の期間も開場することができる。

*2 林間キャンプ場、バンガロー及び体験交流センター（多目的ホール）を30人以上の団体が使用する時は利用料金の額の2分の1の減額。

*3 バーベキューは指定管理者の自主事業として実施。

表 I - 4 貸し出し物品の利用料金

名 称		区 分	利用料金
毛 布		1枚（1泊）につき	300円
運動 用具	ドッジボール	1個（1時間）について	50円
	バレーボール	1式（1時間）について	50円
	バドミントンセット	1個（1時間）について	100円
バード ゴルフ 用品	テニスセット	1個（1時間）について	100円
	セット	1個（1日）について	100円
	クラブ	1個（1日）について	100円
	ボール	1個（1日）について	50円
	マット	1個（1日）について	50円

(1) キャンピングゾーン

ア 管理棟

管理棟では、開園時、管理者が常駐し施設利用の受付、食材や調理器具等の貸し出し物品の受け渡しなどの利用者へのサービス提供のほか、食料品や地域の農産物などの販売を行っています。また、管理棟前には、車を数台止められるスペースがあり、荷物の運搬等のための一時的な駐停車に利用されています。

イ バンガロー第1期

地域産木材の利用拡大を目指し、官民連携のもと立ち上げられた「よせぎの家」プロジェクト実行委員会がデザインを公募し、平成 25（2013）年度に最優秀賞1

棟を含む計5棟が、いこいの森から伐り出した木材を活用して建設されました。続く、平成26(2014)年度には、国の補助金を活用して、周囲にウッドデッキを設置しました。

ウ バンガロー第2期

平成26(2014)年度に廃止された「小田原市塔の峰青少年の家」の代替施設として計画した8棟のうち、第1期のバンガローと同様の木材を活用し、平成28(2016)年度に3棟を先行して建設しました。小学生の校外学習の場など、子供たちの自然体験活動の拠点としての活用を想定していたものの、炊事場や食事スペース、下水処理容量の不足により、バンガローの増加に伴う利用者の増加に対応できない可能性があり、残り5棟の整備は凍結しています。

エ 林間キャンプ場

スギ林内に設置された木製土台のテントサイトで、各々に木製のテーブル、ベンチが設置されています。利用期間中は、指定管理者により、このテントサイト上に5人用20張、10人用15張の常設テントが設置され、利用者によるテントの持ち込みはできません。テントは旧式の帆布製で、設置以降更新されておらず、現状の使用は問題ないものの、所々傷んでいる箇所が見られます。

また、テントの開園当初の定員設定が、現状の旅業法の簡易宿所営業における必要面積基準に満たないため、林間キャンプ場の改修を進める際には、必要面積の再整理が必要となります。

オ バーベキュー場

U字型のコンクリートを利用した簡易な炉が30基、その各々にベンチが設置されており、屋根は簡易なプラスチック製波板で、最大収容人数は300人程度です。本施設は、炉及びベンチと屋根の所有者が異なり、前者は小田原市で後者は小田原市森林組合(以下「森林組合」といいます。)の所有となっています。また、食材は、指定管理者に注文する形態をとっており、利用者は持ち込むことができません。

カ 炊事場

木造屋根の半屋外に、流し16台、調理テーブル5台、かまど19基が設置されています。バーベキュー場利用者や宿泊者等に利用されています。

キ シャワー棟

男女別で計16室のシャワー室とボイラー設備が設置されている、専用コインによる有料施設です。このうち、障がい者専用のシャワー室が1室あります。設備の規格が古いため、故障等の内容によっては、修繕できないといった課題を抱えています。

ク マスつかみ取り場

バーベキュー場前に川を分流して造った人工の浅瀬です。老朽化によって目地に隙間が生じており、マスが逃げ込んでしまうことが課題となっています。

ケ その他

木造トイレが管理棟東側及びバンガロー第1期の西側に2棟あります。管理棟入り口前には、ムベのパーゴラ（日陰棚）とベンチテーブルの休憩コーナーが設置され、入退園時の集合場所などに利用されています。

他にシイタケ栽培園が管理棟を東に進んだ先に設置されているほか、水源となる井戸とともに受水槽が管理棟北側に設置されており、そこから園内へ上水が供給されています。また、キャンプやバーベキュー場利用者などが利用できるゴミ集積所が2カ所設置されています。

（2）いこいの広場ゾーン

ア 体験交流センターきつつき

木工芸体験室と多目的ホールからなる木造の屋内体験施設です。

木工芸体験室には、電動糸のこぎりやグラインダーなどの木工機械が備えられており、指定管理者が実施する木工芸体験などのイベントに用いられています。

多目的ホールは、木工芸体験室と同様に指定管理者が実施するヨガ体験などのイベントに用いられるほか、備品として会議テーブルやパイプ椅子が保管されているため、会議や研修に用いることも可能です。

イ あそびの広場

体験交流センターの横に広がる約160㎡（約40×40m）の広場です。その中心には、キャンプファイヤーサークルが2箇所あり、周囲に遊具や時計台、テーブル、ベンチが設置されているほか、木造トイレも整備されています。また、広場から川沿いを下流側に下った先にもキャンプファイヤーサークルが2箇所設置されていますが、そのうち1つは上部が枝葉に覆われているため使用できません。

ウ ふれあいの丘

クヌギ、コナラなどの広葉樹林内に、ネットやすべり台による大型複合遊具、アスレチック遊具、東屋が設置されている広場です。

エ 炭焼き小屋

いこいの森開設当初は、炭焼き体験などを行うために設置されたものと考えられますが、現在は全く利用されていません。調査報告書に「炭焼き小屋は現在全く利用されていない状況にある」と記載されていることから、少なくとも25年以上は未利用の状態にあります。

オ いこいの森ダム

バーベキュー場から川沿いに約170m下流の箇所にある砂防ダム^{※3}です。以前は、ダム近くの岸まで園路が整備されていましたが、現在は、草木が繁茂し近寄ることができません。神奈川県が建設し、管理も神奈川県が管轄しています。

（3）森林ターミナルゾーン

森林組合の貯木場、加工施設及び研修宿泊施設のほか、民間の製材所などがあります。当該区域は、いこいの森としてゾーニングされているものの一般利用者への

開放は行っていません。また、同貯木場に隣接した空き地には、バンガロー第2期の建設に用いるための木材をストックしていますが、計画を凍結しているため、これらの木材はベンチなどの備品の材料として有効活用する予定です。

(4) リフレッシュスポーツゾーン

スギ、ヒノキの人工林内にバードゴルフ場があり、これに附帯してクラブハウス、東屋及び仮設トイレが設置されています。

関東や神奈川県内のバードゴルフ場は、公園や河川敷の芝生広場やグラウンドを利用しているものがほとんどで、仮設形式も多く見られるのに対し、いこいの森では、通年の常設コースで利用しやすい環境が整えられています。さらに、全国的にも珍しい、森林内に設置された特色のあるコースとなっています。

(5) 市民交流ゾーン

ア 林間運動広場

広さ約 1,500 m² (約 30m×50m) の運動場で、テニスコートとしても1面が利用可能です。附帯施設として、更衣棟と仮設トイレが設置されています。また、主にゴールデンウィーク、3連休、桜開花時期には、隣接するわんぱくらんどの臨時駐車場としても利用されています。

イ クヌギの広場

名前のとおりクヌギを主体とする比較的整備された林地で、東屋も設置されています。夏には、カブトムシ、クワガタムシなどがクヌギの樹液を求めて集まるため、主に昆虫採集等で利用されています。

近年は、クヌギの老齢化による虫害で枯死木も発生しており、更新を考える必要があります。

ウ せせらぎの森

坊所川沿いにあるスギ・ヒノキの人工林で、林内にはせせらぎの小道と呼ぶ周囲園路を設定しています。しかしながら、園路はその痕跡をわずかに残すのみで、長年にわたって未整備の状態です。森林の状況も同様で、間伐が遅れているため林内が薄暗く、快適な散策ができる状態ではありません。また、谷地形であるため、せせらぎの森へ至るまでに、急な階段で河畔へ降りる必要があり、園路及び森林の状況と相まって、利用状況は低位となっています。

(6) 足柄美林ゾーン

スギ、ヒノキの見本林として、東側と西側の2ゾーンを設定しています。

東側は、緩斜面から急斜面に至る山腹の植林地で、林内には縦横断する園路があります。西側は、林間キャンプ場から西へ坊所川を越えた比較的緩斜面の山腹の植林地で、東側と同様に林内に園路があります。

見本林として位置付けられているゾーンであることから、林業としては比較的適正な森林整備がなされていますが、林内は薄暗く、林床^{※4}には枝打ち^{※5}や下刈^{※6}された枝条^{※7}等の放置が見られるなど風致的な整備はなされておらず、休憩施設等も設置されていません。

(7) 自然観察ゾーン

ア やすらぎの広場

スギの人工林、クヌギ、コナラなどの広葉樹林で覆われた尾根地形に位置する林間広場で東屋が設置されています。調査報告書では、「展望を活かし、下部の広葉樹林に集まる野鳥も観察できるような、展望台を整備する。」とあることから、平成5年当時はある程度の展望を望むことができたと推測できますが、現在は展望が全く望めません。

また、広場に至る園路は長年にわたって未整備の状態であるため、アクセスが悪く、利用者はほとんどいないと考えられます。

イ 観察の森

クヌギ、コナラなどの広葉樹主体の林地で、動植物の観察を目的としています。簡単な解説板などが設置されており、園路は歩行に支障がない程度に管理されているものの、森林は樹冠^{※8}が込み合い、林床にはアオキが繁茂して、快適な散策や観察をするためには見通しが良くありません。また、野鳥などの生息環境としても単純化しています。

ウ ふるさとの森

平成21(2009)年に土地所有者から、本市へ寄附され市有地となっています。平成24(2012)～27(2015)年にかけて、本市の「ふるさとの森づくり運動」の一環として、地域の小学生が中心となって、クヌギ、イロハモミジ、ヤマボウシなどの広葉樹の植樹を実施しました。以降、公益財団法人かながわトラストみどり財団が実施する「県民参加の森林づくり」事業において下刈を実施するなど、森林ボランティア活動の場として活用されています。

エ 竹の見本林

自然観察ゾーンの北に位置する竹林です。かつては、タケノコ採りに利用されていたようですが、広域農道小田原南足柄線開通により当ゾーンが分断されたため、道路の北側にある当見本林は全く利用されなくなっています。

(8) 園路

園路は、各ゾーンをつなぐ連続した施設であるため、ゾーンごとではなく、全域を対象としています。これらの園路を、車両通行の可否や舗装状況などの観点からAからDの4種類及び橋として、表I-5のとおり分類し、それぞれの課題等を整理しました。また、園路の位置及び状況は図I-4のとおりです。

なお、調査報告書においては、園路に名称をつけて整備をする計画が示されていましたが、現在ではその名称は使用されていません。

表 I - 5 園路の現状

区分	分類	園路名称 (仮称)	幅員	延長	概要	
園路 A	車両通行可	A 1	体験交流センター線	約 3 m	約 200m	北側の足柄幹線林道から進入する園路。幅員は狭く勾配も急なため一般利用は不可。
		A 2	林間運動広場線	約 2.5m	約 150m	南側の市道 2479 から進入する園路。
園路 B	車両通行可	B 1	管理棟線	約 2.5m	約 120m	市道 2479 から進入する園路。管理棟前に至る。
		B 2	バンガロー線	約 2.5m	約 40m	最下部のバンガローまで車両で行ける園路。
		B 3	林間キャンプ場線	約 3 m	約 60m	市道 2479 に沿ったルート。砂利舗装してある。
		B 4	貯木場線	約 3 m	約 70m	園路 A 1 から分岐して貯木場へ至る園路。
		B 5	クヌギの広場線	約 2 m	約 120m	軽自動車程度なら通行可能。
園路 C	歩行専用	キャンピングゾーン内の各歩行用園路	-	約 200m	バンガローやバーベキュー場などをつなぐ園路。急区間には木階段も整備されている。	
園路 D	歩行専用	D 1	足柄美林線	約 1 m	約 350m	キャンプ橋からバードゴルフ場クラブハウスに至る園路。
		D 2	バードゴルフ場線	約 2 m	約 80m	園路 A 1 から分岐してクラブハウスに至る園路。幅員が狭く、歩きづらい。
		D 3	ふれあいの丘内の各線	約 1 m	約 450m	ふれあいの丘の尾根沿いや、あそびの広場から登る園路。
		D 4	いこいの森ダム線	約 1 m	約 80m	坊所川飛び石から右岸をダムに向かう園路。草木が繁茂し夏は歩きづらい。
		D 5	せせらぎの森線	約 1 m	約 150m	せせらぎの森内の坊所川右岸の園路。草木が繁茂してせせらぎがあまり見えない。
		D 6	坊所川東側の各線	約 1 m	約 2 km	山林内の園路。沢を渡る箇所には小さな木橋が整備されている。道案内標もあるが分かりづらい。夏期は草木が繁茂して利用できない区間もある。
橋	歩行専用	E 1	キャンプ橋	約 1 m	約 10m	林間キャンプ場と園路 D 1 (足柄美林線) を結ぶ木橋。
		E 2	きつつき橋	約 1 m	約 10m	あそびの広場とバーベキュー場を結ぶ木橋。
		E 3	桜橋	約 1 m	約 9 m	バーベキュー場とふれあいの丘を結ぶ木橋

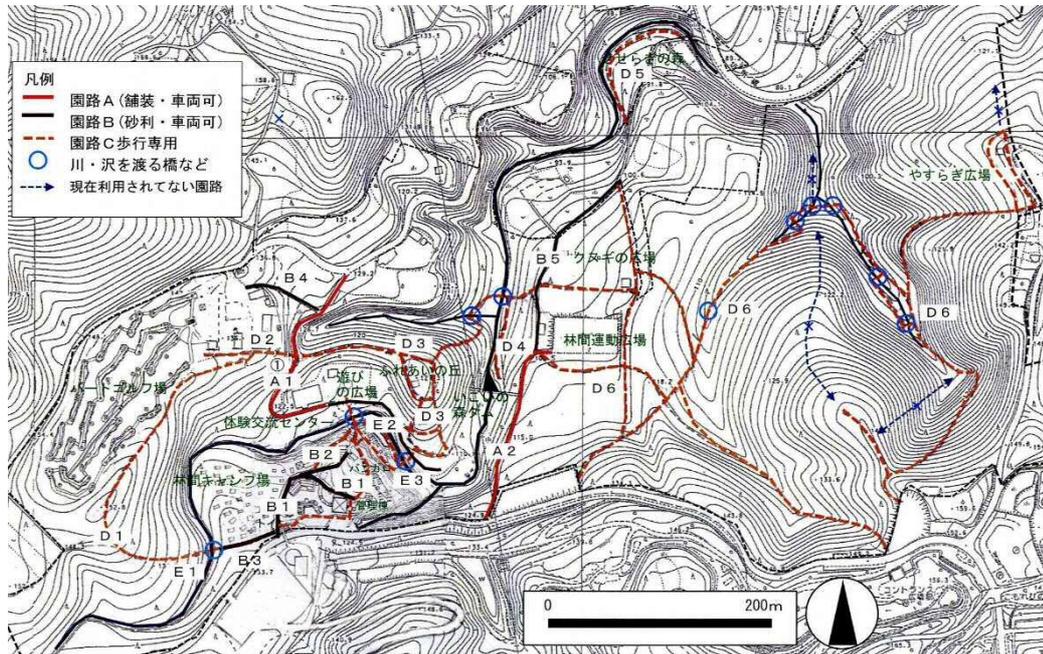


図 I -4 園路の位置



A1 体験交流センター線



A2 林間運動広場線



B5 クヌギの広場線



キャンプゾーン内の園路



D1 足柄美林線



D6 坊所川東側の各線



E1 キャンプ橋



E2 きつつき橋



E3 桜橋

3 利用状況

(1) 全体利用者数の推移

いこいの森の全体利用者数は、開設時の昭和 57（1982）年度は 47,217 人で平成 2（1990）年度に 53,304 人とピークを迎えて以降は減少を続け、近年は 2 万人程度で推移しています。平成 29（2017）年度は 22,031 人でピーク時の約 41%となり、過去の実績と比較して大きく減少しています。

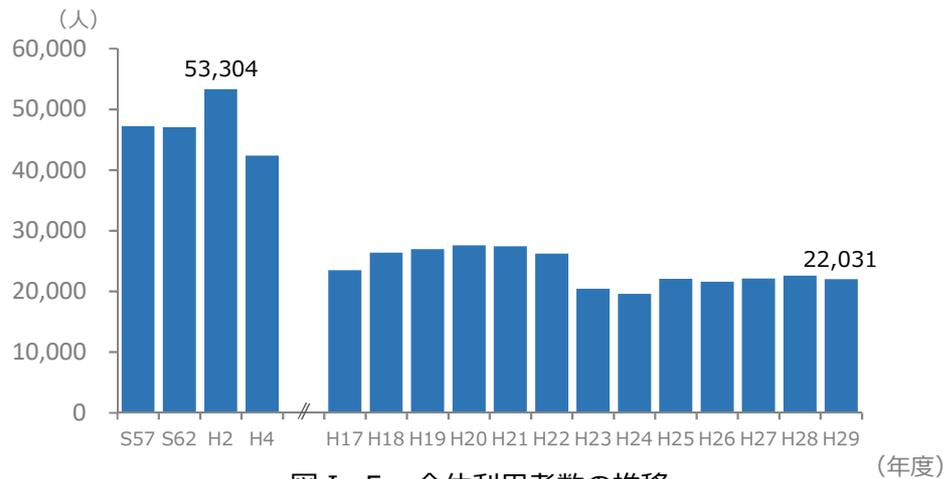


図 I - 5 全体利用者数の推移

(2) 宿泊施設の利用者数の推移

宿泊施設である林間キャンプ場及びバンガローの過去 10 年間における利用者数は、図 I - 6 のとおりです。

林間キャンプ場の平成 29（2017）年度における利用者数は 1,657 人で、ピークである昭和 62（1987）年度の利用者数 7,118 人の約 23%となっています。また、直近 10 年間の平均利用者数は約 1,599 人で、開設当初と比較して利用者数は低位にとどまっています。

バンガローは、平成 25（2013）年度に 5 棟、平成 28（2016）年度に 3 棟の計 8 棟が設置されました。利用者数は、バンガロー第 1 期が本格稼働した平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度において 800 人程度で推移し、バンガロー第 2 期を整備した後は、1,200 人程度まで増加しています。

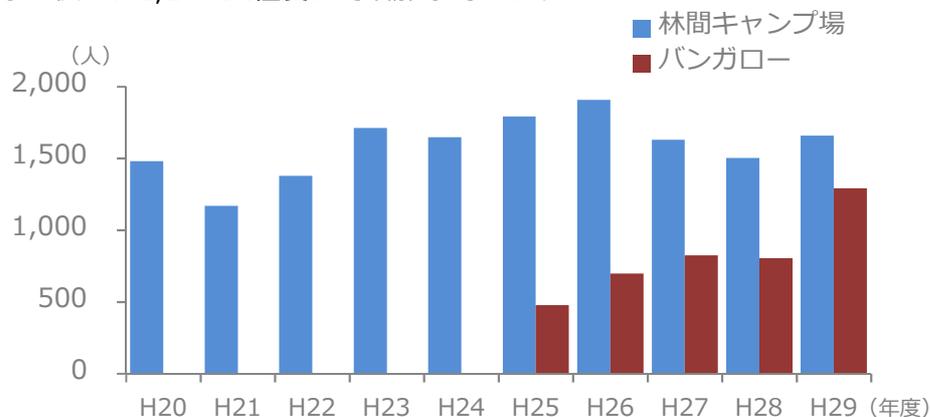


図 I - 6 林間キャンプ場とバンガローの年間利用者数

(3) 宿泊施設以外の利用者数の推移

宿泊施設以外で施設利用料を徴収している主な施設の平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度までの過去 10 年間の利用者数の推移は、図 I-7 のとおりです。

バーベキュー場は、提供した食材セット数で利用状況を把握しているため、ここでは 1 つの食材セット当たり 6 名として、利用者数に換算しました。平成 29（2017）年度は 6,918 人（1,153 セット）で、データのある範囲で最多である平成 4（1992）年度の 16,650 人（2,775 セット）の約 42% となっています。直近 10 年間では、およそ 6,600 から 9,600 人（1,100 から 1,600 セット）の間で推移しています。

バードゴルフ場の平成 29（2017）年度の利用者数は 2,077 人で、データのある範囲で最多である平成 22（2010）年度の 3,170 人の約 66% となっています。

林間運動広場の平成 29（2017）年度の利用者数は 489 人で、データのある範囲で最多である平成 20（2008）年度の 1,621 人から 3 分の 1 以下に減少しています。

体験交流センターきつつきは、木工芸体験室及び多目的ホールからなり、それぞれの平成 29（2017）年度の利用者数は 253 人、686 人です。直近 10 年間における木工芸体験室の利用者数は、およそ 120 人から 600 人の間で推移し、多目的ホールは、およそ 400 人から 800 人の間で推移しています。

集客力のあるバーベキュー場以外では、バードゴルフ場には一定の利用者があるものの、他施設の利用者は全て 1,000 人以下と利用は低位にとどまっていることが分かります。

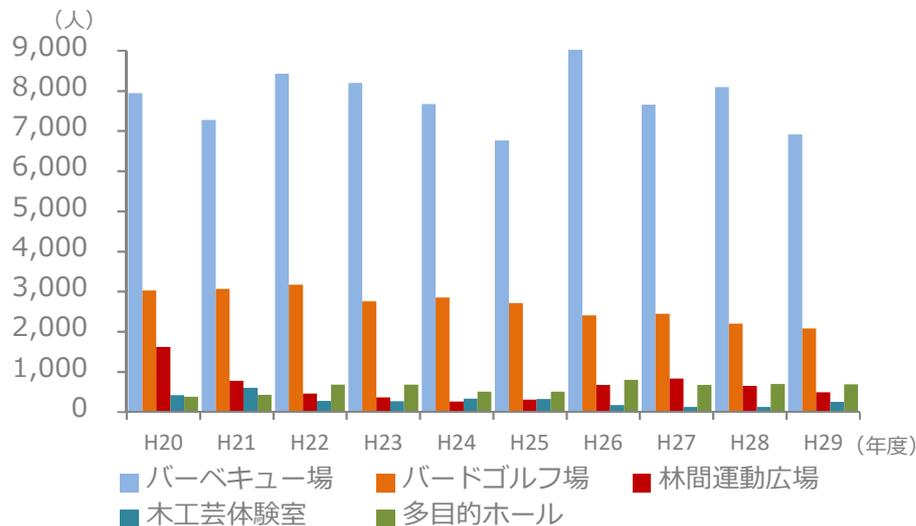


図 I-7 宿泊施設以外の利用者数の推移

(4) 月別利用者数の推移

平成 29（2017）年度の利用者数上位 4 施設（林間キャンプ場、バンガロー、バーベキュー場及びバードゴルフ場）の月別利用者数の推移は、図 I-8 のとおりです。

宿泊施設及びバーベキュー場は、利用可能期間が設定されているため、春から秋にかけての季節利用となっており、特に夏季に集中して利用されています。バード

ゴルフ場については、夏季の利用者数が多いものの、一年を通して一定の利用者がいることが分かります。

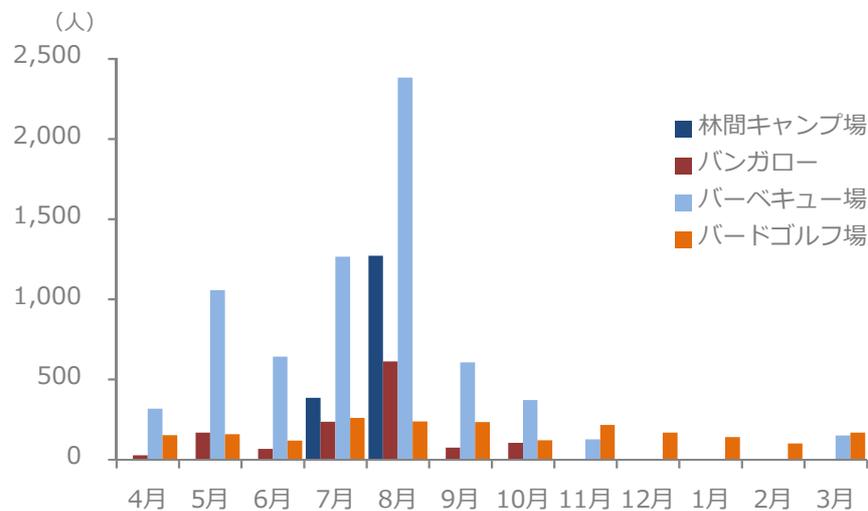


図 I - 8 利用者数上位4施設の月別利用者数の推移 (平成29(2017)年度)

(5) 市内・市外別利用者状況

平成29(2017)年度における施設利用料を徴収している施設の利用者のうち市内・市外別利用者の割合は、図 I - 9 のとおりです。

なお、施設利用料を徴収している施設のうちシャワー棟、体験交流センターについては、利用者の属性を判別できないため、これらの施設利用者は集計には含まれていません。

林間キャンプ場とバンガローは共に、市内からの利用者が約30%、市外が約70%で、市外からの宿泊利用が大半を占めており、自家用車による利便性のよさが要因の一つと考えられます。

バードゴルフ場では、その割合はほぼ同率となっています。市内は、60歳以上の市民が利用できる優待サービス(福寿カード)による利用者が多く、市外は、森林内の特色あるコースから、一定の愛好者に認知され利用されていると考えられます。林間運動広場では、市内が約70%、市外が約30%で、地元のスポーツ団体が定期的に利用しています。

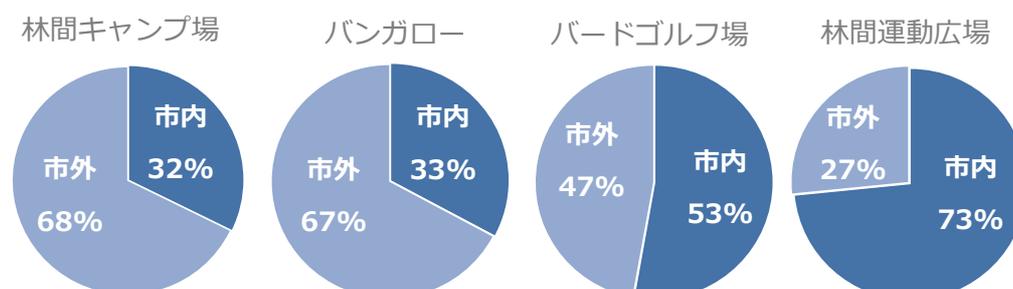


図 I - 9 有料施設利用者の市内・市外別の割合

4 自然環境

(1) 気候

本市は年平均気温約 16℃、年平均降水量約 2,000mm と温暖多雨な気候で、この気候を生かした果樹栽培などが盛んです。いこいの森は、標高約 100～150m の丘陵地であり、森林に覆われているため、市街地の気温と比較してやや低いと思われます。また、日照時間の平年値は年間 1884.4 時間で、国内でも平均的な値となっています。

(2) 地形及び地質

ア 地形

調査報告書において、いこいの森敷地内を 50m メッシュで区切り、メッシュごとの平均傾斜を表した平均傾斜分布図が示されています(図 I-10)。これによれば、平均傾斜は 13°であり、傾斜が 20°以下の分布が全体の 90%を占め、丘陵地としては比較的緩やかな地形であることが報告されています。一方、東側には傾斜 20°～30°、場所によっては傾斜 30°～40°の急な谷地形も見られます。

このように全体的には緩やかな地形となっていますが、施設整備に適した平均傾斜 10°以下の緩斜地には、すでに施設や広場、農地が整備されており、新たな施設の導入や拡充を考える場合、現況の地形に応じた範囲にとどめるか、場合によっては土地の造成を検討する必要があります。

凡 例			
区分	傾 斜	メッシュ数	(%)
	0°～ 5°	8	3.8
	5°～10°	82	38.1
	10°～20°	103	47.9
	20°～30°	19	8.8
	30°～40°	3	1.4
合 計		215	100.0

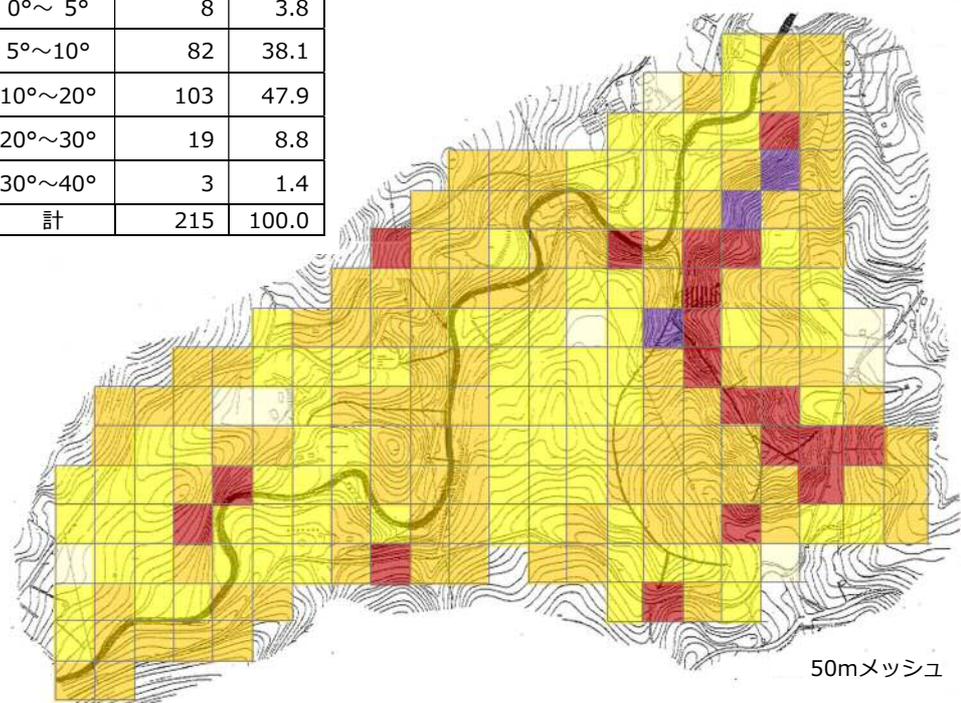


図 I -10 平均傾斜分布図



バードゴルフ場 (傾斜 0°~5°)



キャンプゾーン (傾斜 5°~10°)



ふれあいの丘 (傾斜 10°~20°)



ふるさとの森 (傾斜 20°~30°)

イ 地質及び土壌

国土地理院が公開している表層地質図及び土壌図から、いこいの森の地質及び土壌を概観することができます。いこいの森を含む市西部の丘陵地一帯は、箱根外輪山山麓に位置しているため、溶岩及び火山碎屑物由来の地層となっており、地質は「安山岩質溶岩及び火山碎屑物」と「ローム層（立川ローム）及び礫・砂」及び「軽石」が、その表土部分に当たる土壌は「褐色森林土」及び「黒ボク土」が分布しています。

(3) 景観

ア 外観

市道 2479 に面する南側並びに足柄幹線林道及び広域農道小田原南足柄線に面する北側の両者ともに、林齢^{※9}70 年生程度のスギ・ヒノキの人工林に覆われており、一見ではいこいの森とは判別がつかない状況です。

林間キャンプ場やバンガローが道路近くに設置されているため、木立の中にこれらの施設が見える場所もありますが、あまり判然としません。また、管理棟前がメインの入場口で、看板も設置されていますが、乗用車からの視認性はあまりよくありません。

イ スギ・ヒノキ人工林

敷地の大部分を占める、林齢 60～70 年のスギ・ヒノキ人工林が、いこいの森の代表的な景観となっています。各所で程度の差はあるものの全体的に過密な状況であり、暗く閉鎖的な印象を与えます。

一方で、足柄美林ゾーンにおけるスギ・ヒノキ見本林など森林管理が一定程度なされている森林については、一本一本の太い樹木とそれらが作り出す奥行きのある空間が静寂な森林の雰囲気味わうことのできる景観を形成しています。

森林の下層も景観の印象に大きく影響します。いこいの森では、下刈の不足による低木等の繁茂、刈り払われた枝葉や倒木の放置、過密な下枝やつる植物の樹木への巻き付きなどが多く見られ、利用者に悪印象を与えかねない景観となっています。

ウ 広葉樹林

ふれあいの丘、クヌギの広場、観察の森やふるさとの森などには広葉樹林が分布しています。主に落葉広葉樹からなり、季節の移り変わりや樹種によって葉や花などの特徴が異なり、単一的なスギ・ヒノキ人工林と比較して、多様な景観を形成しています。

これらの広葉樹林のうち、ふれあいの丘やクヌギの広場は適度に光が入る、明るく柔らかな印象の森林であり、全体的に薄暗い印象のあるいこいの森にあって明るい緑の景観を形成しています。一方で、観察の森のように、樹冠が過度に重なり合っていることや繁茂した林床植物により、暗く閉鎖的な印象となっている森林や、高木の常緑広葉樹が優占していることで落葉広葉樹林より鬱蒼とした印象を与える森林もあります。

また、ふるさとの森は常緑広葉樹主体の植林地で、植栽後、年数が浅いため、苗木が競い合って成長する様子がいこいの森の中では特徴的な景観となっています。

エ 河川及び溪畔林

いこいの森の敷地内を南西から北東へ貫流する坊所川とその周辺の溪畔林^{※10}は、いこいの森において特徴的な景観です。

南西の境界から林間キャンプ場付近までの上流部は、スギ人工林の間を川が流れ、木橋や林間キャンプ場からその景観を眺めることができます。

体験交流センターきつつきからいこいの森ダム付近までの中流部は、広場やバーベキュー場などと河川が近接し、溪流と溪畔林が一体的な景観を形成しています。中流部の溪畔林は広葉樹も多く見られ、より多様な表情を見ることが出来ます。

いこいの森ダムから北東の境界までの下流部は、急斜面の谷間を流れる溪流とスギ・ヒノキ人工林の溪畔林が特徴です。斜面上の園路からは、川を見下ろすことができ、逆に溪畔の園路からは谷を見上げることができるダイナミックな景観となっています。

オ 農地

いこいの森の中央北部に位置するエリアには、施設用地として借用していない個人所有の農地があり、畑などが広がっています。森林内の園路から眺めると開けた空間で、周辺の樹林地と一体となった里山景観となっています。



外観（管理棟前）



スギ人工林



広葉樹林（ふれあいの丘）



河川（坊所川下流部）



農地

(4) 植生

ア 森林

いこいの森は、ほぼ全域が森林で、図 I-11 のとおり、その大半がスギ、ヒノキの植林地です。その林齢は 70 年を超えているものが多く、小田原市森林整備計画で定める標準伐期齢^{※11}を迎えてから 25~30 年を経過しており、太く高い木が多数分布しています。そのため、今後、計画的に伐採、更新していく必要があります。場所によっては広葉樹への樹種転換を進めるなどの方策も必要です。

広葉樹林は、ふれあいの丘、クヌギの広場、観察の森、ふるさとの森などに小面積で分散しています。林齢は約 60 年で、主に用材や薪炭としての利用のために植林されたものと考えられます。基本的には、下刈や間伐等は行われておらず、自然状態に近い管理状況です。

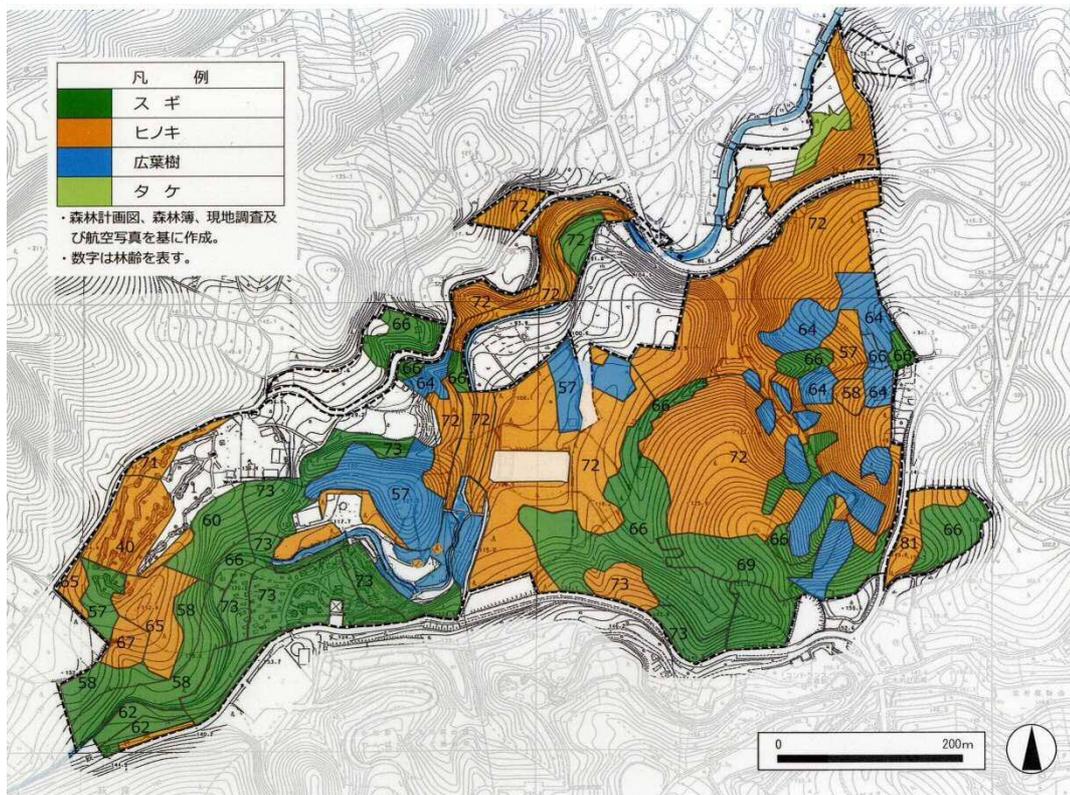


図 I-11 林相区分図

イ 林床

全体的にいこいの森は、スギ・ヒノキ人工林から構成される上木が過密であるため、下層にあまり光が届かず、林床植生は貧弱ですが、中にはフユイチゴやシダ類がよく見られる箇所や、シャガやヤブミョウガなどの群落が一面に広がっている箇所も見られます。

広葉樹林の林床では、アオキ、コクサギ、コゴメウツギなどの低木類が繁茂している箇所や、林間の広場周辺などではリンドウやキツネノカミソリなどの野草を観察することができます。

ウ その他

その他の植生として、敷地北東端部の竹林が挙げられますが、タケノコの採取などがなされなくなり、長年未整備の状況です。

(5) 動物

ア 哺乳類

いこいの森ではニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、ハクビシン、ムササビなどの目撃例があります。

近年、全国的に鳥獣害が問題となっており、いこいの森においても、イノシシによる土の掘り返しが報告されています。また、本市のニホンジカの生息頭数が増加しており、スギ・ヒノキの皮はぎ被害や下層植生の食害など森林に与える影響が大きいため、被害対策について検討していく必要があります。これらの動物については、利用者に危害を与える可能性もあるため、注意喚起の看板設置などの対策も必要です。

そのほか、コウモリ類がバンガローに侵入し、糞による被害をもたらす事態も発生しています。

イ 鳥類

鳥類は、森林の種類によって、生息する種が異なるとされています。本市では、スギ・ヒノキ人工林において、ヤマドリ、カケスなどが、広葉樹林においては、シジュウカラ、キビタキ、エナガ、イカル、シメなどが確認されており、いこいの森においても同様の種が生息していると推測されます。

また、カラス類も生息しており、利用者の食べ物やゴミを狙った被害が発生しています。

ウ その他

両生類、爬虫類、昆虫類などについては、本市の山地や溪流で一般的に観察される種がいこいの森においても生息していると推測されます。

このうち、代表的なものとしては、両生類ではカエル類、爬虫類では、トカゲ類やヘビ類、昆虫類では里山環境に生息するチョウ類やコウチュウ類などが見られます。特に、クヌギの広場などではカブトムシやクワガタムシの採集や観察が人気を集めています。

また、マムシやヤマカガシなどの有毒のヘビ類、スズメバチ類やアシナガバチ類などのハチ類のほか、ダニ類など危険性を有する生物も生息していると考えられるため、上記のように注意を促すなどの対策が必要です。

(6) 災害

ア 風水害

近年、全国でゲリラ豪雨による被害が頻発しています。本市においても平成 22 (2010) 年以降、時間雨量 50 mm を超える豪雨が複数回観測された年があり、坊所川が敷地内を流れる本施設においては、雨量が多い夏から秋にかけて十分に注意する必要があります。

また、本市では、強風害が頻発するほどの強風が発生するおそれは高くありませんが、森林の林齢が高くなっていることや間伐等の森林整備が遅れていることなどから、倒木については常に注意をする必要があります。

イ 土砂災害

いこいの森には急傾斜地があり、坊所川が敷地内を流れています。そのため、集中豪雨や台風に伴う豪雨などによる土砂災害の被害を受ける可能性があり、後述するように、キャンプゾーンの一部が神奈川県指定する土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されています。調査報告書には、平成 3 (1991) 年の台風 9 号により、敷地東側の沢の合流地点付近の山腹が崩壊したという記録も残っています。雨量が多い夏から秋にかけては、土砂災害に注意する必要があり、特に、注意報や警報等が発令された場合の対応について指定管理者と十分に協議する必要があります。

5 土地所有関係

(1) 土地所有区分

いこいの森の土地所有区分別の面積は表 I - 6 のとおりです。本表のとおり、いこいの森の大部分は民有地であり、一部に公有地が所在しています。民有地は契約形態の違いで賃貸借地と開放地に、公有地は市有地と国有地に分けられます。以下に、その詳細を整理しました。

表 I - 6 土地所有区分別の面積

土地所有区分		面積
民有地	賃貸借地	55,136 m ²
	開放地	124,354 m ²
公有地	市有地	18,856 m ²
	国有地	7,480 m ²
合計		205,826 m ²

※河川等の共用部分は除く。

ア 民有地

(ア) 賃貸借地

施設、広場、園路など施設用地として使用されている土地については、土地所有者と 10 年間更新の賃貸借契約を取り交わし、年 2 回に分けて賃貸借料を支払っています。

(イ) 開放地

いこいの森のエリアに含め、その施設利用者が立ち入る土地については、土地所有者と覚書を取り交わし、年1回の謝礼金を支払っています。

イ 公有地**(ア) 市有地**

区域東側の一部は市有地で、平成21(2009)年に土地所有者から寄付されたものです。この区域はふるさとの森として、森林ボランティア活動の場や小田原市が実施する普及啓発事業における学習フィールドなどに活用されています。

(イ) 国有地

後述するように、いこいの森の中心部を流れる坊所川は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき国土交通大臣により、河川中央から両側20mまで砂防指定地に指定されており、その土地の所有者は国土交通省となっています。

(2) 農地

中央北部に周囲を森林に取り囲まれた農地が所在していますが、本市との契約は特に取り交わしてはならず、土地所有者によって管理されています。

6 法的規制関係**(1) 保安林**

図I-12のとおり、いこいの森内には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく「保安林(土砂の流出の防備)」に指定されている箇所があります。当該地における伐採及び土地の形質変更には神奈川県知事の許可が必要となるほか、次に掲げる指定施業要件に従った森林整備を行うことが義務付けられています。



図 I -12 保安林指定区域

ア 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。

イ 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。

ウ その他の森林にあつては、択伐。

エ 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所に限り、行うことができる。ただし、禁伐地域は除く。

オ 更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。

(2) 砂防指定地

いこいの森の中心部を流れる坊所川は、砂防法に基づき国土交通大臣により、河川中央から両側 20m まで砂防指定地に指定されています。当該区域内において、次に掲げる制限行為を行う際には、神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成 15 年条例第 8 号）に基づく都道府県知事の許可が必要になります。

- ア 開墾、掘削その他土地の形状を変更する行為
- イ 建築物、道路、橋りょうその他の施設または工作物の新設、改設または除却
- ウ 土石、鉱物等の採取、たい積または投棄
- エ 竹木の伐採または滑走もしくは地引きによる運搬
- オ 砂防設備の占用

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

図 I-13 のとおり、いこいの森内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき神奈川県知事により「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」に指定されている箇所があります。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では、市町村地域防災計画への記載、土砂災害ハザードマップの作成などが義務付けられます。土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では、これらに加えて、特定開発行為に対する許可、建築物の構造の規制など、開発行為等に係る規制がかかります。

いずれも、いこいの森の施設整備等に大きな制約を与えるものではありませんが、表 I-7 及び図 I-14 のとおり、両区域内に宿泊施設等が点在しているため、利用者の安全を確保するという観点から、危機管理対策について検討する必要があります。

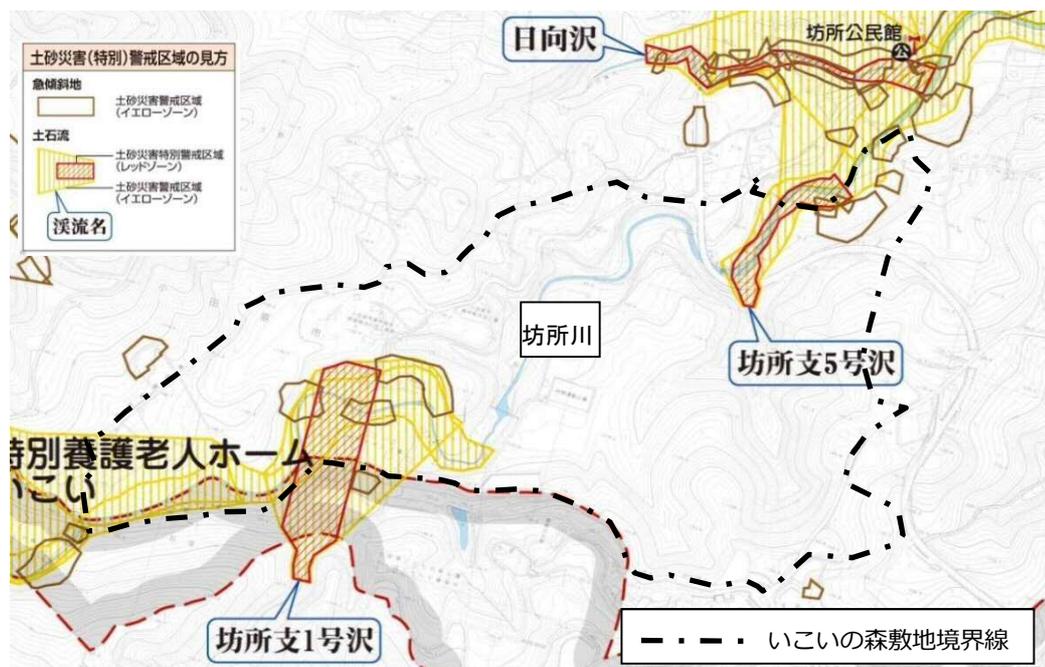


図 I-13 土砂災害ハザードマップ（久野地区）抜粋

表 I-7 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内の主な施設

計画区域区分	区域内の設備（部分含む）
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	管理棟、バンガロー（8棟）、シャワー棟、炊事棟、 トイレA・C、バーベキュー場、体験交流センター
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	林間キャンプ場、トイレB、シャワー棟の一部、 体験交流センターの一部

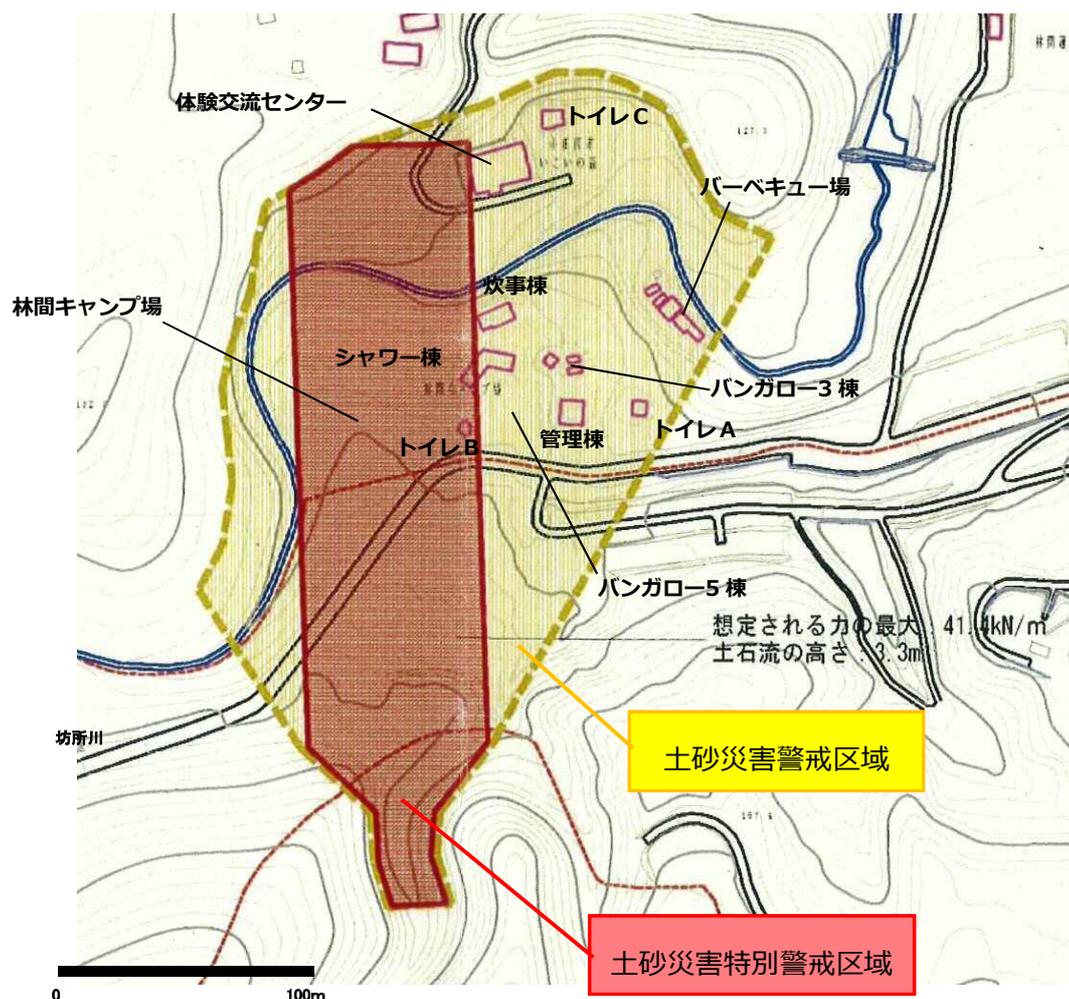


図 I-14 土砂災害警戒区域等区域図と主な施設配置図

(4) 鳥獣保護区

図 I-15 のとおり、いこいの森ほか周辺地域を含む区域一体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく「神奈川県指定鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地の保護区）」に指定されており、原則として狩猟が禁止されていますが、いこいの森の施設整備等に関して直接的な制限はありません。

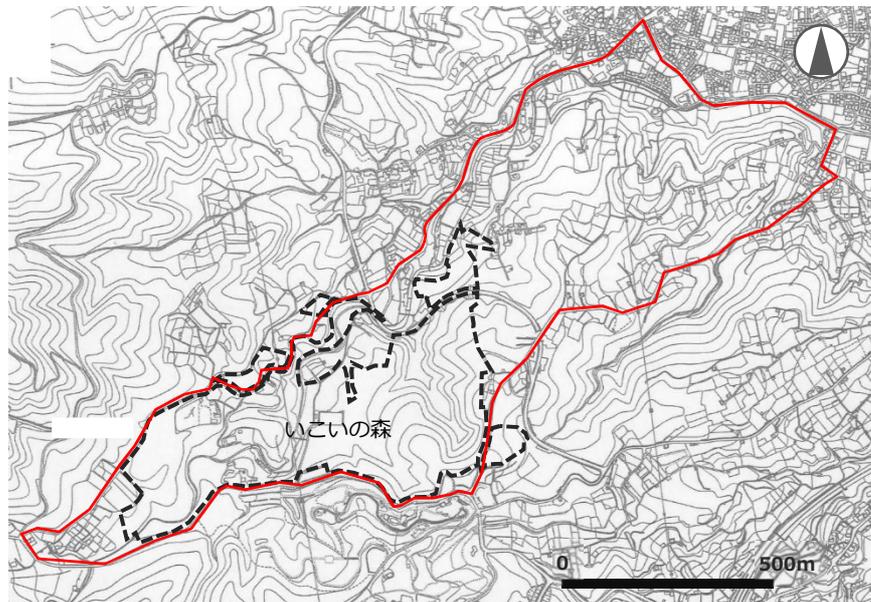


図 I -15 鳥獣保護区域

(5) 水源の森林づくり事業

図 I -16 のとおり、神奈川県「水源の森林づくり事業」における長期施業受委託※¹²の契約地となっています。当該エリアの森林整備を進めるに当たっては、土地所有者と契約を交わして森林の整備を進めている森林組合と連携を図りながら対応していく必要があります。

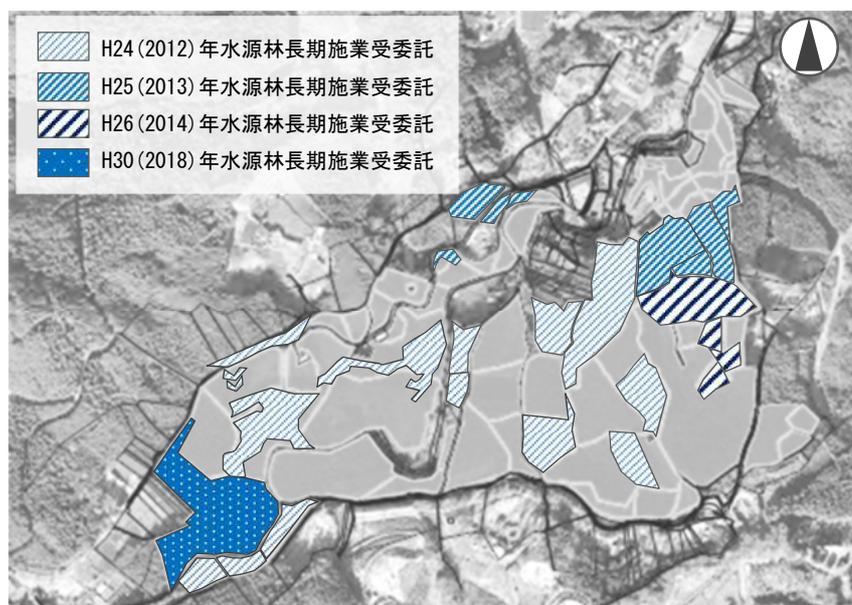


図 I -16 長期施業受委託契約地

7 周辺施設

いこいの森周辺エリアには、図 I-17 のように「わんぱくらんど」、「辻村植物公園」 「フォレストアドベンチャー・小田原」など、様々な施設が開設され、周辺におけるアクティビティの充実が図られています。

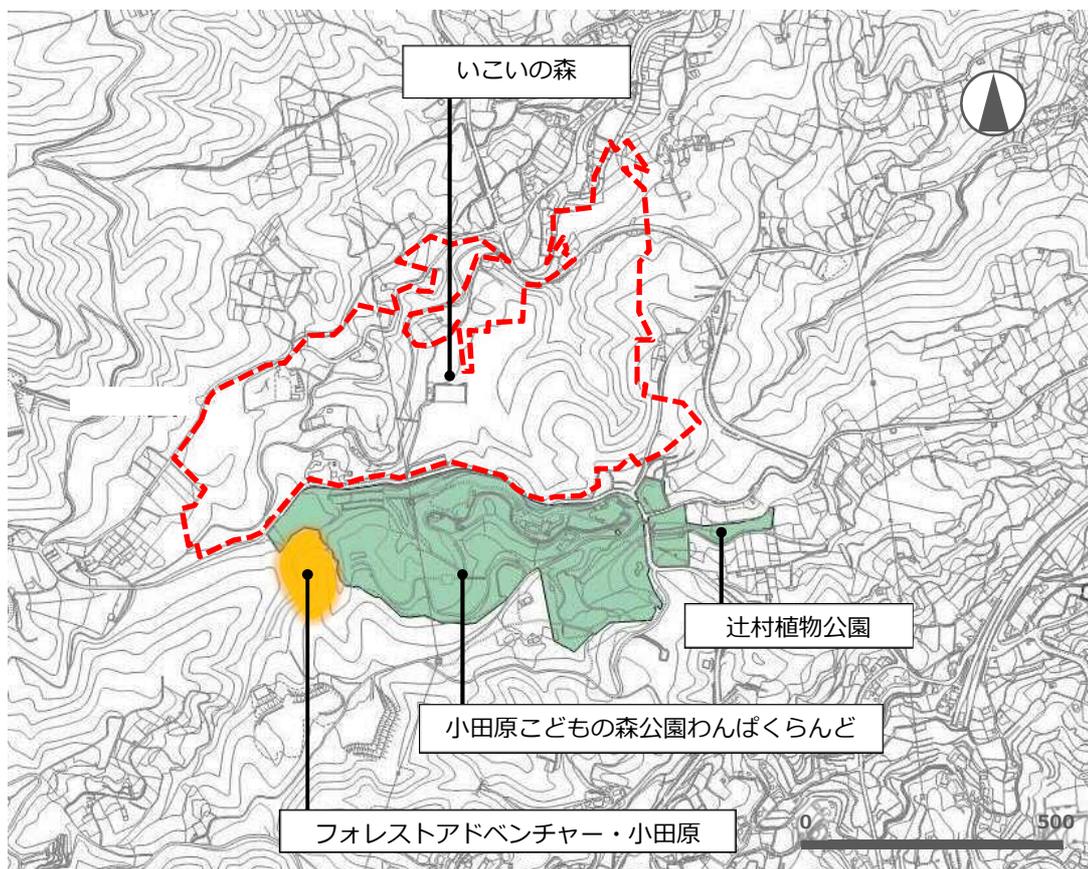


図 I-17 周辺施設位置図

(1) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど

平成 12 (2000) 年 4 月の開設以降、段階的な整備が進められ、平成 22 (2010) 年度から現在の形 (総面積 12.5ha) で利用されている都市公園です。

施設内では、こども列車やターザン広場、冒険の丘、ポニー乗馬をはじめ、子供を対象とした大型遊具などのアクティビティが充実しており、小さな子供連れの家族を中心に年間約 40 万人の利用者が訪れる市内人気スポットの一つとなっています。

また、表 I-8 のとおり、当該施設と辻村植物公園では計 5 つの駐車場を有しており、いこいの森やフォレストアドベンチャー・小田原の利用者の駐車場としても利用されています。

表 I-8 わんぱくらんど・辻村植物園駐車場台数

単位：台

駐車場名	普通自動車	軽自動車	障がい者用	バス
第1駐車場	54	16	－	－
第2駐車場	96	－	4	6
第3駐車場	30	－	2	－
第4駐車場	51	1	－	－
辻村植物公園	32	－	4	－
合計	263	17	10	6

(2) 辻村植物公園

明治40年代に地元の素封家辻村家によって創立された辻村農園の梅林が前身で、自然景観と貴重な植物を守るため、平成2(1990)年6月に植物公園として整備(総面積4.7ha)されました。

敷地の大半は約560本からなる梅林となっており、開花時期には多くの来園者が訪れます。また、外国産の植物を試験栽培していた経緯から、希少な外国産樹木のエリア(太陽の丘、四季の丘)があるほか、良好な竹林などがあります。

現在は、隣接するわんぱくらんどと共に、指定管理者制度^{※13}が導入されています。

(3) フォレストアドベンチャー・小田原

わんぱくらんど第2駐車場に隣接している森林を活用したフランス発祥の有料民間施設です。樹々の間を、安全装置を装着しながら、ネットやロープなどの足場を渡り、ラストはワイヤーを滑車で滑り降りるジップラインで地上に戻るとい、ダイナミックな空中移動の体験ができます。

子供から大人まで幅広い年齢層が楽しめるコースを設定し、安全講習を受けた上で自ら道具を操作して楽しむ、本格的なアウトドアパークとなっています。

8 野外レクリエーションの動向

(1) キャンプ

日本オートキャンプ協会が発行する「オートキャンプ白書2018」によると、平成29(2017)年のオートキャンプ参加人口は推計840万人で、平成24(2012)年から平成29(2017)年までの5年連続で前年比増を記録しており、近年のアウトドアブームは高まり続けていることが分かります(図I-18)。この背景には、90年代のキャンプブームの時代に家族とキャンプをした経験がある団塊ジュニア世代が子育て世代となって利用の中心になっていることなどが要因になっているものと考えられます。

また、近年では、大型のテントやロッジなどでホテル並みに快適なサービスが受けられるグランピング^{※14}の普及、訪日外国人キャンパーの増加、異業種からのキャンプ場経営参入など、キャンプを取り巻く情勢は刻々と変化し続けています。

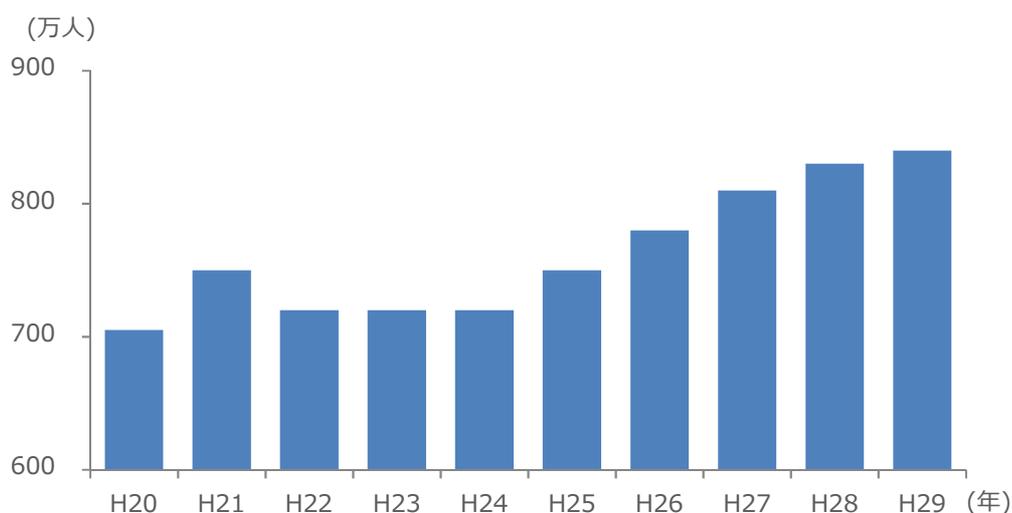


図 I-18 オートキャンプ参加人口の推移（推定値）

資料：日本オートキャンプ協会「オートキャンプ白書 2018」（平成 30（2018）年）等を基に作成

（2）自然体験

国立青少年教育振興機構の「青少年の体験活動等に関する意識調査（平成 28（2016）年度調査）」によると、平成 17（2005）年度から平成 28（2016）年度の約 10 年間に於いて、海や川での水泳、虫捕り、星空観察、木登り、キャンプなど、子どもの自然体験は総じて増加傾向にあると報告されています。

また、同調査において自然体験が豊富な子どもほど、自律性・積極性・協調性といった自律的行動習慣が高くなる傾向にあることも示されていることから、学校教育の目的の一つにもなっている「生きる力^{※15}の増進」を図るためには、自然体験が重要な要素であると考えられます。

（3）利用形態

観光庁の旅行・観光消費動向調査の結果を見ると、平成 19（2007）年から平成 28（2016）年にかけて、団体旅行が減少し、個人旅行の割合が増加していることが分かります（図 I-19）。

キャンプは、一般観光旅行とは異なった形態ではあるものの、近年のいこいの森の利用傾向においても、地域のスポーツ団体や子供会などの団体による利用は減少傾向にあり、家族や友人・知人など少人数で利用される割合が高くなっています。

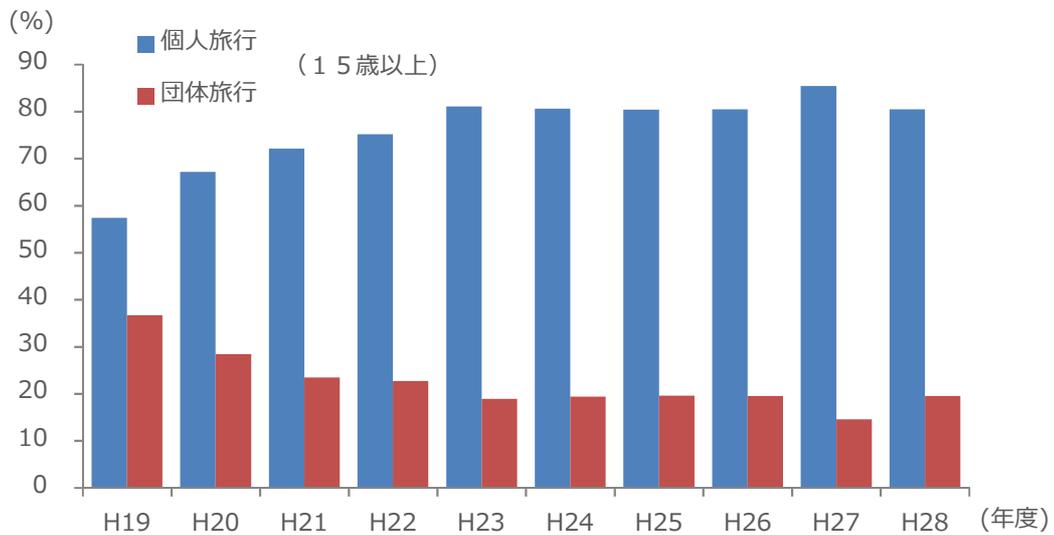


図 I -19 個人旅行及び団体旅行の推移

資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」（平成 28（2016）年）等を基に作成

（４）周辺の類似施設の動向

いこいの森のようなキャンプ場施設は、神奈川県内で約 70 施設、関東地方では約 500 施設に上り、市内にあるなみのこ村や、南足柄市の足柄ふれあいの村など、近隣にも多くのキャンプ場が存在します。

また、施設の方向性も様々で、グランピングなど利用者の利便性を追求する施設、優れたロケーションを有する施設、多様なコンテンツを提供する施設など、類似施設が増加する中で各施設ともに他施設との差別化を図っています。

9 管理運営

(1) 管理運営の経緯と体制

開設以来、いこいの森は、国の第2次林業構造改善事業（森林総合利用促進事業）を活用して整備した施設であることや土地所有者の大多数が森林組合の組合員であることなどから、当組合によって管理運営がなされています。平成18（2006）年度から指定管理者制度を導入しましたが、指定管理者の選定については、「いこいの森は、小田原市の森林資源を活用した森林経営基盤の安定化を目的とした施設である。そのため、いこいの森地内の保育工が出来るだけでなく、いこいの森を拠点として、小田原市の林業全般を掌握できる団体に管理運営を委ねる必要がある」との理由から、その募集形態を非公募とし、当組合による管理運営を継続してきました。

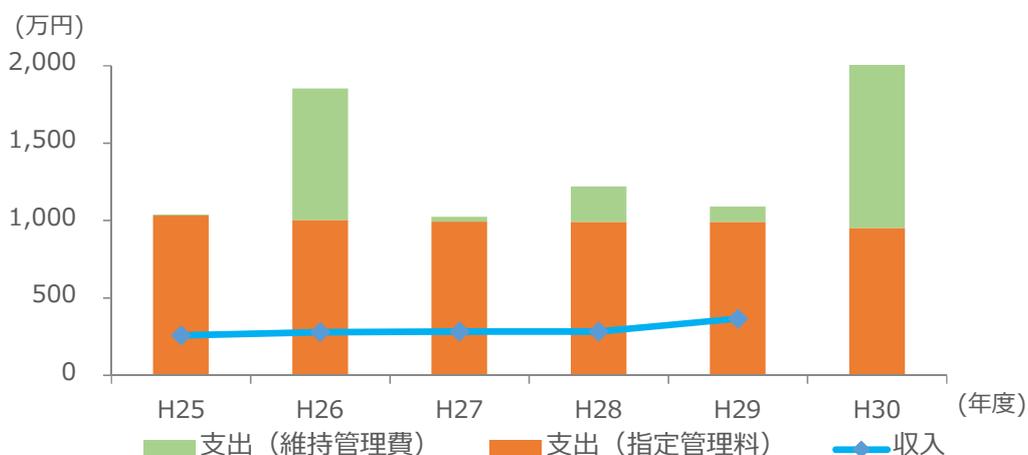
森林組合は、森林整備を主な業務としており、野外レクリエーション施設の管理運営や公園管理等を専門とした事業者ではないため、施設の維持管理や運営について工夫しながら取り組んでいるものの、その実施については必要最低限なものになりがちな状況が見られます。利用者ニーズが多様化している中、周辺類似施設との差別化を図っていくためには、そのニーズに適切に対応したサービスを提供していく必要があります。これは、単純に指定管理者だけの問題ではなく、今後の行政としての関わり方も問われる問題です。

(2) 施設運営の収支

いこいの森の過去5年間における本市の支出額及び利用料収入の推移は図I-20のとおりです。支出については、本市から指定管理者に対して指定管理料として毎年約1,000万円を支出しているほか、近年では施設の老朽化に伴う修繕等の支出が必要になってきています。

一方、利用料収入は利用者数の減少や現状の料金設定などの影響を受け、近年は約300万円近辺を推移しています。

このように、いこいの森の管理運営については、現状、公費支出に依存している状態であり、これを脱却するためには利用料金の見直しやサービスの向上など、収入の増加対策や管理運営費のコスト縮減を検討していく必要があります。



※指定管理者に入る利用料収入を参考までに併記

図 I -20 本市の支出額

(3) 自主事業

指定管理者によって、毎月1回程度の頻度で様々なイベントを開催しています。平成29(2017)年度の実績は表I-9のとおりで、計17回のイベントが開催されており、現状の管理体制では、ほぼ最大限の企画数と企画規模になっています。参加人数は、イベント内容によって様々ですが、概ね定員を満たしています。

また、林業研修や視察、市内小中学校の木育授業などの受け入れも行っており、平成29(2017)年度においては、林業研修や視察は3件、市内小学校の木育授業は3件で、市内中学校の職業体験は2件ありました。

表I-9 いこいの森開催イベント実績(平成29(2017)年度)

開催日	イベント内容	定員	参加人数
自然・森林体験			
4月8日他	タケノコ掘り(計4回)	各回100名	計235名
5月18日	春の森ヨガ	30名	29名
7月21日	森林散策と昆虫採集	15名	21名
8月11~12日	親子きずなキャンプ	15組50名	15組39名
10月6日	秋の森ヨガ	30名	29名
H30.2月10日	ボードウォークと バームクーヘン作り	30名	14名
H30.2月10日	シイタケのホダ木づくり	原木の数量	11組
スポーツ大会			
12月6日	バードゴルフ第12回大会	50名	60名
おまつり、その他			
4月9日	春まつり	自由参加	約72名
4月29日~ 7月2日	おだわら公園スタンプラリー ~初夏編~	自由参加	多数
7月29日	きまつり	自由参加	約1500人
8月11日	夕べの集い(キャンプファイヤー)	自由参加	約60人
10月21日~ 12月10日	おだわら公園スタンプラリー ~秋編~	自由参加	多数
H30.1月13日	森の新春 どんと焼き	自由参加	約300人
木工教室イベント			
6月25日	無垢材のベンチづくり	6組	6組8名
H30.1月13日	青空木工教室	自由参加	約30名
H30.1月20日	鳥の巣箱作り	10組	1組2名

(4) 周辺施設との連携

いこいの森に隣接するわんぱくらんどやフォレストアドベンチャー・小田原といった野外レクリエーション施設と連携したイベントとして、平成25(2013)年度から「きまつり」を実施しています。また、おだわら公園スタンプラリーは、近隣5公園と連携した企画で、連携して集客向上に努めています。

また、わんぱくらんどの繁忙期には、両施設の指定管理者との協議により林間運動広場を臨時駐車場として開放するような運用も行っています。

10 まとめ

(1) 主な課題

ア 区域の見直し

いこいの森区域内には、周辺道路の新設等によって区域が分断されている箇所があります。当該区域については、利用者もほとんどいないと考えられるため、土地所有者や指定管理者との協議の上、いこいの森の区域からの除外を検討する必要があります。

イ 施設整備

(ア) 経年による老朽化対策

比較的最近に設置されたバンガローを除き、いずれの施設も経年による老朽化が目立つようになってきています。当然ながら、修繕や更新の実施を検討していかなければならない時期を迎えているところですが、予算も限られていることから、優先順位を考えながら実施していく必要があります。

(イ) 利用者ニーズへの対応

近年、個人・グループ（家族）旅行の割合が増加傾向にあり、団体旅行の割合は減少傾向が続いています。いこいの森においても、子供会や学校等の団体利用が減少し、家族や小グループでの利用が増加傾向にあるため、個人利用にも配慮した施設設計が求められます。

また、施設への要求水準は高くなっており、自然とのふれあいの中にも、清潔感や利便性を求める声が多いことから、インフラ整備やトイレ環境の改善など機能面の向上も図っていく必要があります。

いずれにしても、施設の修繕や更新には多くの費用がかかるため、相応の時間をかけて実施していく必要があり、利用者の声をよく聞きながら、慎重に改善する順序を決定する必要があります。

(ウ) 新たな施設の設置及び拡充

前述したように、公費支出への依存から脱却するためには、利用料を徴収する施設の利用者を増やし、利用料収入を増収する必要があります。そのためには、現在凍結しているバンガローや区域東側の園路の設置及び拡充、専用駐車場の設置など利用者数が増加するような、魅力的な施設の設置及び拡充について検討する必要があります。

ウ 森林環境の整備

いこいの森区域内の森林の多くは、スギ・ヒノキの人工林であることから、これまではいわゆる林業的な森林管理がなされてきました。そのため、林内は全体的に薄暗く、林床に枝条等が散乱している箇所も多く見られます。また、広葉樹林については、ほとんど手入れがなされていません。さらに、あまり利用されていない東側区域などは整備が行き届いていない箇所も多くあり、その結果、さらなる利用の低下を招くといった悪循環に陥っています。

今後は、樹木の伐採を進め林内を明るくする、林床をきれいに整理する、広葉樹林率を高めるなどの散策しやすい環境づくりを進め、野外レクリエーション施設として快適に過ごすことのできる森林環境整備が求められます。

II 管理運営

(A) 経営的感覚を有した管理運営

公費支出への依存から脱却し、事業収入のみでいこいの森を管理運営していくためには、柔軟かつ経営感覚を有した管理運営体制を構築していくことが重要となります。そのために、現在の非公募による指定管理者の選定を見直し、公募による選定方法への切り替えも視野に入れ、野外レクリエーション施設の管理運営についてのノウハウを有する民間事業者の活用を検討する必要があります。

(イ) 施設利用方法の見直し

いこいの森では、主に指定管理者によって施設利用のきまりが定められていますが、開設以来、特に見直しは行われず現在に至っています。そのため、テントやバーベキュー食材の持ち込みが禁止されていることや、火気の取り扱い方法など、現在の野外レクリエーションの動向や利用者ニーズの傾向に対応していないものも散見されます。

施設利用の方法については、これらの状況も踏まえつつ、指定管理者と協議しながら、利用者の立場に立った柔軟な対応ができるよう見直しを図っていく必要があります。

(ウ) 利用料金の見直し

受益者負担の原則、施設に係る管理運営費を考慮した上で、周辺類似施設の実例を調査し、慎重に設定する必要があります。

(エ) 周辺施設との連携体制の強化

いこいの森には、いくつかの野外レクリエーションや自然体験を提供する施設が隣接しています。現在、これらの施設との連携については、一部イベントでの協力にとどまっています。いこいの森の利用者数を増加させるためには、周辺エリアを一体的に捉えPRすることや、本市が管理運営する施設の指定管理者を統一するなど、さらなる連携強化に向けて、運営手法や事業手法についての議論が必要です。

(オ) 土地所有関係

区域の大部分が民有地であるため、施設整備や森林整備の実施に当たっては、土地所有者との協議が必要です。引き続き、土地所有者との連携を密に図っていくとともに、本市が整備のために必要がある場合や土地所有者から譲渡の意志が示される場合には、市有地へ編入することも視野に入れた検討が必要です。